

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会 花の郷
「医療的ケア細則」

1. 目的

この細則は、当法人の「医療的ケア指針」及び「医療的ケア要項」を踏まえ、花の郷において特例実施者が医療的ケアを安全かつ適切に実施することを目的に制定する。

2. 医療的ケア委員会の設置

花の郷において、特例実施者が安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケア委員会（以下、委員会という）を設置し、その運用は「花の郷医療的ケア要領」に準じる。委員会において、特例実施者が実施する医療的ケア及び、対象職員の決定、研修、環境整備等、特例実施者に関わる全てを決定する。また、特例実施者の認定に関わる業務においては、特に指導医の協力を得ることとする。

3. 特例実施者に関わる根拠

認定特定行為以外の医療的ケアについて、看護師以外に支援職員が特例実施者として実施できる環境を整備することにより、その医療的ケアを必要とするご利用者の健康状態を安定させ、生活の質をより豊かにする場合に限る。

「介護職員等痰の吸引制度 Q&A その4 A-35（厚生労働省）にあるとおり、喀痰吸引と経管栄養以外の行為が医行為に該当するか否かや、介護職員が当該行為を実施することが当面のやむを得ない措置として容認されるか否かは、行為の態様、患者の状態等を勘案して個別具体的に判断されるべきものであり、法が施行された後もその扱いに変更を加えるものではない。」とある。花の郷において、特例実施者が認定特定行為以外の医療的ケアをするということは、災害等を含む緊急時対応が常に起こりうることを想定した施設生活の安全確保であり、ご利用者個人について当事者及び保護者、主治医、指導医、医療的ケア委員会と協働でご利用者の安全を確保しながら取り組むべきことである。また、特例実施者が実施する医療的ケアの内容及び手技については、指示書のとおり作成されたマニュアルの範囲で実施をする。そして特例実施者の行為及び人選の最終決定は理事長とすることで、責任の分散を図ることを本細則で定めておく。

4. 特例実施者が実施できる医療的ケア

医療的ケア委員会で、協議・必要と判断し、理事会で承認されたものとする。具体的な実施項目等については、当法人の「医療的ケア指針」にある「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」に準じる。医療的ケアを必要としているご利用者の健康状態が安定していること及び、毎日継続して必要な医療的ケアであることとする。

5. 特例実施者となる条件

特例実施者は各事業所職員とし、一定期間支援に携わっていることを原則とする。

- ① 職員とは支援正期職員、支援有期職員とする。
- ② 試用期間中の実施は不可とする。

- ③ 特例実施者が医療的ケアを実施する期間は1年とする。
- ④ 特例実施者として医療的ケアを継続して実施する場合は更新手続きを必要とする。

6. 特例実施者が医療的ケアを実施できる条件

医療的ケアを必要とするご利用者個人の状態・事象を勘案した中で、以下の条件下で特例実施者が医療的ケアを実施できることとする。

- ① 上項4にあるとおり、医療的ケア委員会で、協議・必要と判断し、理事会で承認された支援職員
- ② 主治医の許可があり、指示書に具体的な指示内容が記載されていること
- ③ 花の郷の「医療的ケア要領」及び本細則に基づいた手続きが済んでいること
- ④ 看護師等による研修企画及び研修の実施、実地研修記録が管理されていること
- ⑤ 指導医による特例実施者認定手続きが終了していること
- ⑥ 認定特定行為業務以外での吸引及び経管栄養は、認定特定行為業務従事者として一定の経験がある支援職員であること
- ⑦ 医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者からの依頼及び同意を得ている職員
- ⑧ 特例実施者及び実施行為について、理事長決裁がされた後、施設長から特例実施者としての業務指示を行い、その指示内容について承諾した支援職員
- ⑨ ①～⑧において、全て書面をもって手続きが終了していること

7. 主治医の役割

特例実施者が医療的ケアを実施することが想定または決定している場合、施設長は特例実施者に関わる説明等、書面をもって主治医に指示書を依頼しなくてはならない。特に、特例実施者の医療的ケア実施については、具体的な指示が必要であること、主治医の許可なくしての実施はできないことを伝える必要がある。また、主治医は特例実施者が医療的ケアを実施する環境や研修内容等、把握しておくことができる。主治医は、必要に応じ、いつでも当事業所に医療的ケアに関わる質疑や意見を述べることができる。

8. 指導医の役割

指導医は、主治医と異なる立場で施設における医療安全及び医療的ケアを必要とするご利用者の具体的な健康状態について把握するよう、施設看護師に報告を求められることができる。また、主治医が作成した指示書の確認、特例実施者研修状況や研修成果を踏まえ、特例実施者の認定を行う。また、特例実施者が具体的かつ安全な医療的ケアの実施ができるよう、主治医が作成した指示以上に、実施条件の指示や助言をすることができる。また、認定しないこともできる。

9. 特例実施者の認定

特例実施者の認定について、以下のとおりとする。

- ① 特例実施者の初回認定は指導医が行う。
- ② 特例実施者の業務継続については施設看護師が指導医に代わり認定することができる。施設看護師による認定については指導医検診時に報告し、その内容は書面を

もって確認する。

10. 特例実施者の育成

特例実施者の育成について、必要な研修計画及び実地研修に関わるその内容は、医療的ケア委員会で周知しておくこと。また指導医に研修等について助言を求めること。

- ① 特例実施者の育成は指導医もしくは看護師が行うこと。
- ② 経管栄養および吸引については認定特定行為業務とは区別すること。
- ③ 研修に必要な医療機器等を整備しておくこと。
- ④ 医療的ケアを必要とするご利用者の個別の実施マニュアルを作成し、それを研修資料として使用すること。

11. 特例実施者による医療的ケア実施の留意点

特例実施者は、ご利用者の安全を最優先とし、個別の医療的ケアマニュアルに準じた医療的ケアの実施を行うこととする。また、医療的ケアに関する知識および技術向上に努めること。医療的ケアを必要とするご利用者の健康状態を観察し、特例実施者の実施が困難な状況下では無理な実施は行わず、看護師に連絡すること。

12. 特例実施者が医療的ケアを実施する場所

「医療的ケア指針」及び「医療的ケア要項」、「花の郷医療的ケア要領」に準じる。

附則

- ・この細則の内容は、医療的ケア委員会で決定し理事会の承認を得るものとする。また、内容について、検討事項が生じた場合には、速やかに医療的ケア委員会を開催し検討する。
- ・本細則は、令和3年4月1日から施行する。